

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項に次の一号を加える。

五 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十四条の二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。